

日時：令和4年3月9日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第201回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は五つございます。

議題1「『個人情報の保護に関する基本方針』の一部変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

○恩賀企画官 事務局でございます。

議題1「『個人情報の保護に関する基本方針』の一部変更について」、御説明させていただきます。

資料が資料1-1から1-4までの4点ございます。資料1-1が本日の御説明資料、資料1-2が具体的な一部変更案、資料1-3が現行の基本方針との新旧対照表、資料1-4がパブリックコメントで頂いた御意見でございます。本日はこれらにつきまして、資料1-1でまとめて御説明させていただきます。

まず基本方針の概要でございます。個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき策定し閣議決定の手続きを進めるものでございます。官民の幅広い主体が個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するものでございます。

今回の変更におきましては、本年4月1日予定の閣議を目指しまして、本日、御審議・御決定いただければ、閣議請議を行う予定でございます。今回の変更案の作成に当たりましては、後ほど簡単に御説明させていただきますが、パブリックコメントも踏まえて作成したものでございます。

次のページが、今回の変更の背景等ございまして、右下に記載のとおり、令和2年改正法、令和3年改正法を踏まえて、今回の変更という流れでございます。

次のページが、第196回委員会において御決定いただきました見直しの方針でございます。こちらの趣旨・背景でございますが、今年4月の令和2年改正法、令和3年改正法の施行に向けて、両改正法の趣旨等を踏まえて基本方針の見直しを行う必要があるというものでございます。

具体的には、次のページに御決定いただいた五つの方針がございます。

まず一つ目でございますが、デジタル社会の進展等により、官民や地域の枠を超えた事

業や政策について、個人情報取扱事業者や行政機関等における連携・協力の強化や取組の充実の必要性等について記述する、その中で委員会が果たすべき役割について、体制面の整備も含め、明記する、という方針でございます。

二つ目は、令和2年改正法に基づきます民間分野において、個人情報取扱事業者等に関する事項について更新するという方針でございます。

三つ目、令和3年改正法でございますが、官民一元化を踏まえまして、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体の機関や地方独立行政法人等に関する事項について更新するという方針でございます。

四つ目でございますが、漏えい等報告が義務化されたこと等を踏まえまして、個別の事案への対応等について整理するという方針でございます。

最後の五つ目でございますが、国際関係ということで、特にD F F Tの推進の観点から、安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築等について整理するという方針でございます。

これらの方針につきまして、パブリックコメントを実施いたしまして、次のページのとおり、御意見を頂いたところでございます。こちら、主なものを御紹介させていただきますと、例えば①から③にかけて、委員会のガバナンス強化、委員会のリーダーシップの発揮、委員会が中心となり行政機関間の調整・連携等を行っていくといった御意見を頂いたところでございます。

少し戻って②の特定分野ガイドライン等の在り方の見直しや、④の個人情報保護法と他の法律等との関係の明確化といった御意見を頂いたところでございます。

そして、⑥と⑧でございますが、データ主体の権利につきまして、個人の権利利益の保護という個人情報保護法の目的から、明確化して欲しいといった御意見等も頂いたところでございます。

続いて、⑨から⑪までが主に国際関係ということで、イコール・フットイングの確保、国際的な制度の調和、あるいは個人データの越境移転についての事業者等における実務・運用面への配慮といった御意見を頂いたところでございます。

こういったパブリックコメントも踏まえまして、次のページが一部変更案の概要でございます。赤字の下線部分が現行の基本方針との主な変更点となっております。例えば、先ほど御説明したパブリックコメントのうち、個人の権利利益の保護の関係で申し上げれば、右上の⑤個人におけるデータリテラシーの向上という項目を新たに追加させていただいたり、その右下の8の(1)に、委員会のガバナンスの強化、リーダーシップの発揮等々を踏まえまして、体制強化といった点の項目も新たに追加してございます。

その他、左側でございますが、2(1)①、②のとおり、各行政機関あるいは民間事業者等の役割を記載し、特定分野ガイドラインとの関係等についても明確化等を図っております。また、2(2)のとおり、国際関係について充実を図っております。

それでは、主な内容について個別に御説明させていただきます。

次のスライド、まず、見直し方針①の関係でございます。

一つ目でございますが、行政機関が自ら保有し、あるいは他の主体の取扱いに影響を与えるような政策を企画・立案等する場合について、個人情報等の適正な取扱いの仕組み作り等に取り組む重要性について記載してございます。

二つ目でございますが、特に準公共分野、相互連携分野等につきましては、個人情報保護法の規律が異なる各主体間におけるデータ連携が行われ、個人情報等の取扱いに係る責任主体が不明確になるリスクに対応するために、データ連携等を推進する者においてもデータガバナンス体制の構築等が重要である旨を記載してございます。

三つ目、委員会におきまして、国民生活等の基盤分野、いわゆる重要インフラ分野につきましては、クラウドサービスの利用の場合における漏えい等事案の発生時の対応等に関する情報提供等を、NISC等と連携して行っていく旨を記載してございます。

四つ目、委員会におきまして、毎年の国会報告等を通じまして、個人情報保護制度の運用の透明性を確保する旨を記載してございます。

五つ目、委員会におきまして、個人情報保護制度の司令塔として、このたびの基本方針を示すとともに、総合調整や監視・監督等の役割を果たす上で実効性を確保するための体制の強化を進めていく旨を記載してございます。

続きまして、見直し方針②の関係では、個人情報取扱事業者等、個別の事業者の場合に加え、認定個人情報保護団体におきまして、自主的なルールを策定し、運用していく役割を一層期待する旨をそれぞれ記載してございます。

次のページは、見直し方針③の関係でございます。

一つ目が、行政機関及び独立行政法人等におきまして、特にシステム調達、いわゆるサプライチェーンの観点、クラウドサービスの利用、さらには約款による外部サービスの利用等につきまして、安全管理措置の観点から、特にサイバーセキュリティ対策とも連携してしっかり行っていくことの重要性と、透明性・信頼性確保の観点から、必要に応じて安全管理措置の公表等についても重要である旨を記載してございます。

二つ目は、同様の規律が地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等にも適用されますけれども、特に行政機関等における取組等を参照しつつ、委員会による助言などの施策とも十分に連携していくことの重要性を記載してございます。

最後の三つ目、委員会におきまして、特にクラウドサービスの利用に関しましては、デジタル庁やNISC等とも連携して、ISMAP等を通じた普及啓発を図っていくといった点も記載してございます。

見直し方針④の関係でございます。

まず、委員会におきまして、特に個別の漏えい事案等から得られる教訓や対処措置等について、再発防止等の観点から各主体に共有や周知・啓発を行っていく旨を記載してございます。

続いて、委員会におきまして、特にサイバー攻撃等による漏えい等の事案につきましては、NISC等の関係機関との緊密連携を図っていく旨を記載してございます。

三つ目でございますが、次は経済安全保障の観点からの対応といたしまして、データローカライゼーション等に関する外国制度の情報提供に加えまして、指導・助言等といった監視・監督機能による法執行を行っていくという点を記載してございます。

最後に、見直し方針⑤の関係でございます。

一つ目が、D F F T 推進の観点から、我が国と同等水準の制度を有する国・地域との間の枠組みの構築・維持、企業認証制度の推進、続きまして、O E C D におけるガバメントアクセス等に関する議論への貢献、G P E N 等を通じた執行協力の強化について記載してございます。

以上が今回の変更案の御説明でございます。

なお、今回の資料の取扱いでございますけれども、基本方針の一部変更案自体がまだ閣議決定前のものでございますので、資料 1 - 1 から 1 - 3 までにつきましては、現時点では公開しないことといたしまして、閣議決定後に別途資料を公表し、資料 1 - 4 のみ、このたび公開するという取扱いで進めさせていただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

このパブリックコメントにおいては、様々な観点からの御意見を頂き、感謝いたします。

今回の基本方針の一部変更では、このパブリックコメントの御意見を反映させるとともに、デジタル社会の進展等による地域や官民の枠を超えたデータ連携、サイバーセキュリティの確保やD F F T 等、昨今の事象を踏まえて改正が行われております。

今後とも、個人情報を取り巻く国内外の状況の変化に応じて、適時かつ適切に見直していく必要があると考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見がないようですので、「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更について、原案どおり決定し、閣議請議等の手続を進めてよろしいでしょうか。また、その際に技術的な修正があった場合については、私に御一任いただきたいのですが、併せてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。事務局において所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの先ほどの説明のとおり、本議題の資料については意見募集結果である資料 1 - 4 以外の資料については、基本方針の一部変更案が閣議決定前の段階のものであることから公表しないこととし、閣

議決定後に別途資料を公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのような取扱いといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「『郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン』及び『信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン』の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「『郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン』及び『信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン』の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて」、御説明申し上げます。

資料2-1が「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」についての概要御説明資料、資料2-2が、今後、公布・施行される予定の改正後の同ガイドラインでございます。資料2-3が「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」についての概要御説明資料、資料2-4が、今後、公布・施行される予定の改正後の同ガイドライン案でございます。

それでは、資料の中身に入らせていただきます。

まず、資料2-1「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」についてでございます。

1ページ目ですが、本ガイドラインの概要等について御説明しております。本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する基本方針及び郵便法第8条、その他の関連規定を踏まえ、事業者に対し、信書の秘密に属する事項、その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、個人情報保護法第6条及び第8条に基づき定めているものでございます。

本ガイドラインは、令和2年改正法、令和3年改正法を踏まえ、所要の見直しを行い、今年1月27日から総務省が意見公募手続を行ってまいりました。今般、令和2年改正法等の施行に向けて本ガイドラインを見直したことを契機に、本ガイドラインを当委員会と総務省との共管とすることを考えております。

今後の予定としましては、総務省での手続もございりますが、3月下旬に改正後のガイドラインを公布し、4月1日から施行する予定でございます。

本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会のガイドラインに記載のない規定のうち、主なものについて御説明いたします。まず、本ガイドラインの対象事業者である日本郵便株式会社の義務等についてでございます。

一つ目、目的外利用について、個人情報保護法上の法定例外事由に当たる場合であっても、利用者の同意がある場合、その他の違法性阻却事由がある場合を除き、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない旨を規定しております。

二つ目、要配慮個人情報の取得について、個人情報保護法上の法定例外事由に当たる場

合であっても、利用者の同意、その他の違法性阻却事由がある場合を除き、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない旨を規定しております。

三つ目、個人情報保護管理者を置き、本ガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び日本郵便株式会社の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない旨を規定しております。

四つ目、プライバシーポリシーを公表し、これを遵守するよう努めなければならない旨を規定しております。

続きまして、本ガイドラインの今般の改正内容のうち、主なものについて御説明いたします。日本郵便株式会社の義務等については、令和2年改正法等に合わせて、不適正利用の禁止、漏えい等の報告等、個人関連情報の第三者提供の制限等、第三者提供記録の開示等について規定を新設しております。

そして、その下でございますが、本ガイドラインは個人情報保護委員会と総務省との共管にいたします。

また、改正後のガイドラインの内容につきましては、資料2-2を御参照ください。

以上が「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」に関する御説明となります。

続きまして、資料2-3「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」についてでございます。

まず、1ページ目、本ガイドラインの概要について記載しております。本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する基本方針及び信書の秘密の保護に係る民間事業者による信書の送達に関する法律第5条、その他の関連規定を踏まえ、信書便事業者に対し、信書の秘密に属する事項、その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、個人情報保護法第6条及び第8条に基づき定めているものでございます。

本ページの以下の2と3についての記載内容につきましては、先ほど御説明した資料2-1の「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」と同一でございますので、割愛させていただきます。

また、次のページからは、本ガイドラインにおける個人情報保護委員会のガイドラインに記載のない規定のうちの主なものについて及び今般の改正内容のうちの主なものについての資料となっております。しかし、こちらにつきましても、本ガイドラインと先ほど御説明させていただきました「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」とは、主な規定や改正内容については基本的に同一のものでございますことから、御説明は割愛させていただければと存じます。また、本ガイドラインの改正後の内容につきましては、資料2-4を御参照いただければと存じます。

以上が「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」に関する御説明となります。

ただいま御説明申し上げました二つのガイドラインに関しましては、いずれも、本日、御審議の上、共管とすること及び改正内容につき、御了承いただけましたら、総務省と連携し、公布・施行に向けた手続を進めてまいりたいと存じます。

なお、今後、技術的な修正を行う可能性もあり、最終的な内容は本案から変更される可能性がある点につきましても、お含みおきをいただきたく存じます。また本資料の公表は、公布に合わせて行う予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

前回の第200回個人情報保護委員会でも申し上げましたが、本日、委員会に付議された「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」についても、前回の三つのガイドラインに加えて当委員会との共管のガイドラインとすることは、当委員会が今後、個人情報保護法制を主導していくことを踏まえると、適切な取組であろうと考えております。

これら二つのガイドラインは、いずれも当該分野における事業者においては非常に重要なものと認識しており、それぞれの改正内容につきましても、令和2年改正法等の趣旨を踏まえつつ、適切に取りまとめられているものと認識しておりますので、総務省との連携の下、これらの着実な運用を図ることが重要だと思います。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、公布・施行に向けた手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。また、その際に技術的な修正があった場合については、私に御一任いただきたいですが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において総務省と連携の上、所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、御説明いたします。

資料3、大項目1の「独自利用事務とは」を御覧ください。

まず、独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等に情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされています。

この独自利用事務の情報連携に係る届出につきましては、委員会では、これまで1,242

団体、9,028件の届出について委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウェブサイトで公表してまいりました。

続いて、大項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

この度、地方公共団体から提出されました令和4年10月から開始される情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、計45団体から、新規の届出が54件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が42件、事務の廃止等を行う中止の届出が12件の計108件の届出がございました。当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体数が1,245団体、届出数が9,070件となります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知することとしますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、通知することといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題4「独立行政法人農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務）及び独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務）の全項目評価書について」、2件の全項目評価書が議題となっておりますので、まずは「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、独立行政法人農業者年金基金から「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」が、独立行政法人日本学生支援機構から「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書」が当委員会に対し、提出されましたので、事務局より概要を御説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

では、まず資料4-1に基づいて「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」の概要を御説明します。

まず、評価対象の事務については、8ページの別添1「全体構成図」を御覧ください。



農業者年金業務等において、被保険者資格の適用、年金等の裁定・給付等に係る事務を行うために、図の右側に記載の「年金ファイル」、「口座ファイル」及び「扶養親族等個人番号管理ファイル」を作成し、行政機関等、地方公共団体情報システム機構等から特定個人情報を取得しています。

今回、新たに追加された事務は、「口座ファイル」を利用する「年金等の公的給付支給等口座情報の取得・更新」に係るものです。当該事務については、16から17ページまでの別添1「4.年金等の公的給付支給等口座情報の取得・更新」を御覧ください。

受給権者等からの請求を受け、図の右下の情報提供ネットワークシステムを経由して、「公的給付支給等口座情報」を図の右上の「公的給付支給等口座情報ファイル」に登録するとともに、図の左側の「農業者年金記録管理システム」に登録するものです。

続きまして、今回、追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。事務の追加に伴い、特定個人情報である公的給付支給等口座情報の入手・使用に係るリスク対策等が追記されています。

まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。50ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。

公的給付支給等口座を利用したいと申出があった場合に限り、特定個人情報を入手するため、対象者以外の者の情報は入手できないことが記載されています。

続いて、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。51ページ上段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。

公的口座管理システムでは、必要な職員のみ特定個人情報ファイルへのアクセス権を設定し、他のシステムからはアクセスできないよう制御すること等が記載されています。

続いて、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策についてです。54ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。

年金等の請求書類に公的給付支給等口座情報の利用希望を確認するチェック欄を設け、利用希望が確認された場合に限り、情報照会する運用とすること等が記載されています。

また、中段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。

ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録すること等が記載されています。

最後に、特定個人情報の保管に係るリスク対策についてです。55ページ中段の「⑤物理的対策」を御覧ください。

公的口座管理システム用端末は、常時セキュリティーワイヤーにつないだ状態とすること等が記載されています。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料4-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

まず、目次中「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、特定個人情報ファイルでは、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているか、といった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、26ページを御覧ください。

先ほど、概要説明のリスク対策でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、年金等の支給に当たり、情報提供ネットワークシステムを介して公的給付支給等口座情報を入手し、使用する際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、27ページ上段の「総評」を御覧ください。

総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、農業者年金基金に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」について、事務局からの御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

引き続き「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料4-3に基づいて「独立行政法人日本学生支援機構法による

学資の貸与及び支給に関する事務「全項目評価書」の概要を御説明します。

まず、評価対象の事務については、55から58ページまでの別添1を御覧ください。

図に記載のとおり、個人番号を利用して、行政機関等、地方公共団体情報システム機構等から特定個人情報を取得し、奨学金貸与及び支給事業において、奨学生の採用及び奨学金の回収に係る業務を行っております。

今回、新たに追加された事務は、56ページ中段の「③奨学金の振込口座の登録」です。

当該事務は、奨学金申込者又は奨学生からの申告を受け、55ページの図の左側の情報提供ネットワークシステムを経由して、「公的給付支給等口座情報」を図の中央左側の「紐付け用DBシステム」に保存し、奨学金の振込口座として、図の中央右側の「奨学金業務システム」に登録するものです。

続きまして、今回、追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。農業者年金業務等に関する事務の評価書と同様に、特定個人情報である公的給付支給等口座情報の入手・使用に係るリスク対策等が追記されています。

まず、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。24ページ中段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。

紐付け用DBシステムには、業務に必要となる最小限の情報のみを記録し、アクセスできる職員を限定していること、奨学金業務システムには特定個人情報を連携しないこと等が記載されています。

また、25ページ下段の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。

紐付け用DBシステムに保存している特定個人情報を機構職員に提供する際は、個人番号を切り離した上で提供するようにシステムを制御すること等が記載されています。

続いて、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策についてです。28ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、職員の操作内容等の記録を実施していること、情報照会する際は、情報照会を行う必要がある対象者のみを抽出したファイルシステムにおいて作成すること等が記載されています。

また、中段の「リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク」を御覧ください。

機構側のシステムと情報提供ネットワークシステムとの間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持したネットワークを利用すること等が記載されています。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料4-4に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

目次中「全体的な事項」及び特定個人情報ファイルについて、それぞれの観点から事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、12ページを御覧ください。

先ほど、概要説明のリスク対策でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、奨学金の支給に当たり、情報提供ネットワークシステムを介して公的給付支給等口座情報を入手し、使用する際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、問題は認められないとしております。

続きまして、13ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

農業者年金業務等に関する事務と同趣旨の記載になっておりますので、詳細な御説明は省略させていただきます。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、日本学生支援機構に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書」について、事務局からの御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。事務局においては本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

次の議題は監督関係者以外の方は退席願います。

では、議題5「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。